

Title	J.-P. Charmeil, Les Tresoriers de France, a l'époque de la Fronde-Paris
Sub Title	
Author	宮崎, 洋(Miyazaki, Hiroshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1967
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.40, No.1 (1967. 7) ,p.158- 162
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19670700-0158

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ては寺院の医僧が診療に当たつたので、仏事と同じく投薬・湯治の日数も七日単位としていた長い習慣によるもので、この単位は温泉での湯治、自宅の薬湯治療でも同じである。これはわが国沐浴史上、見のがしてはならぬ大切なことである。(八四頁) など、教えられる所が多い。

その他、その由来が古い別府鉄輪蒸湯について「むとは男女混浴で、みだらなこともあつて、薬師如来の怒りにふれて、忽ち浴室の蒸気が止り、室内が冷えてしまつて大おわぎとなり、管理の寺僧（湯維那）の斎戒読経で、数日後漸く温氣を復することができた。」(一六三頁) とあるが、これは混浴に於ける古くから的一種の禁忌かとも思われるが、これに類する例が他にもあるのか否か、著者にお尋ねしたい。

その外、一、寺院と浴室 二、入浴と坐承 四、施浴 六、足利時代の風呂釜値段と湯屋新築用材 十、薬湯 十一、温泉など夫々面白く、教えられる所が多く、十二、浴中の利用以下の著名人物の逸話も興味深い読物になつてゐる。

著者によれば、こゝに書かれたものは、蒐集資料の一部に過ぎないとのことである。分量といへ、項目のたて方などにも種々の制約があつたことへ推察されるが、筆者に希望を述べさせてもらうとすれば、著者が最も得意とされる部分に（例えば五章など）重点を置いて、分量に制約を受けることなく、続篇が書かれることがである。この分野の研究も近年かなり着実な進展を示してはいるが、方法的にも資料的諸種の制約の上からみても多くの困難がある。

みられる。著者のように多年原史料に直接通つていられた練達のいわばヴァテランの方が、今後引き続き成果を発表されねじとを期待し、御加餐を切に祈るものである。

J.-P. Charmeil, Les Trésoriers de France

à l'époque de la Fronde—Paris, 1964, pp. 592

宮崎洋

絶対王制機構の特徴の一つである官僚制は規模と実力の点で強大だつたから、有力な官僚も少くなかつた。ここに紹介するフランスの trésoriers de France (以下 trésoriers と略) もその一員と考へられてゐる。しかし、彼らの実態は著者が述べてゐる如く過去における研究が極めて良く述べだけに不明確であった。本書はこの trésoriers の全体像を一七世紀中葉の時点を把握するところが主眼であるが、結果としてフロンデの乱（一六四八～五三年）の一側面を明らかにしてゐる。以下次の如き順序である。

- (一) 沿革
- (二) 如何なる方法で trésoriers になつたか？
- (三) 何故 trésoriers となつたのか？
- (四) trésoriers の職務
- (五) trésoriers と関連するの関係

I

(1) trésoriers も Philippe IV le Bel の世せ代だい 1 人ひと であつたが、14世せ代だい 7 年の金庫制導入、14世せ代だい 9 年の bureaux des finances (公こう小こ務む 局きょく) 機構の設定等に伴い増加した。著者の作製した表 (14頁) によると 1499 年現在 bureaux 数は 114、trésoriers 数は 57 人ひと であった。

II

(2) 今計検査院《Chambres des comptes》の規定によると trésoriers 就任の希望者の家系は徵税請負人の家系以外では承認された。しかし、trésoriers 官職は高価だから、実際には社会的出自が狭かつた。ナントの勅令以来一時プロテス

タントの就任も多かつたが、17世紀中葉には減少した。次に彼の就任年令資格は「五才で、法律の学位を必要としなかつたが、学位修得の氣運が強くなり、四九年の Dijon の trésoriers の四分の三が学位を所持していた如く、学位修得者が増加傾向にあつたと考へられる。規定には更に就任当初から他の公職を兼任していないこと、将来も徵税請負い人の家系と婚姻を結ばないこと等が盛り込まれていた。

(3) 前項の要件を充たした就任希望者は先ず trésorier 職を國こく・bureau・元保有者(保有者の指名した代理人)のいずれかから購入せねばならない。その価格の一例を著者の作製した表 (11)

頁) から紹介するが、1557 年ペリ・Rouen・Lyon の各 bureau の trésorier 国格は 1000 ハーブル (公こう小こ務む 局きょく 1. と 1000) であつたが、1616 年には 8000, 11000, 大約 10000. と各々差がつてゐる。次に彼は官職特許状《lettres patentes de provision》を國こくに申請し、受取の日は chanceller の前で國こくの忠誠を誓つたが、地方では有力な委任官僚、例へば高等法院の premier président がその代理をした。

III

(4) 前項の次に就任希望者は各人の属する bureau を管轄とする今計検査院の承認を得ねばならないが、その手順と方法においてかなり複雑であつた。今ここに細述する紙面を持たぬが、要するに検査院は彼の経歴、素行等を調査し、関係問題の口答試問を行つて就任の諾否を審議決定するのである。

IV

(5) trésoriers 職の特權としては先ず名誉上の称号 chevalier。一四世紀以来創設の古く若干の trésorier 職はこの称号を用ひられたが、その後他の trésoriers も勝手に自称し慣習化した。しかし、17世紀中葉の彼の全員がそれを使用したか否かは不明である。次に貴族の称号。当時彼は最高法院官僚と同様、その官職に就いている限り貴族と同等の特權を保持していた。この特權は一代限りの貴族《noblesse à vie》であつたが、世襲貴族《noblesse héréditaire》となふとは父子一代に渡つて trésoriers に就き、父が 100 年以上在職したことを証明する lettres d'hon-

neurを得ぬか、在職中に死亡するかのいずれかが条件であつた。一方、彼は *committimus* 権を離すわれ訴訟を普通裁判所とは別に、例へば高等法院の *Requêtes du Palais* で審理してゐる。たゞ、最高法院・三部会・国王の行使等に列席を許されてゐた。

(6) 次に財政上の特権の第一は官職収入で 11HOOO l. の gages が基礎となるが、11五年にパリ・Lyon 等で 11HOOO l., Bordeaux・Toulouse 等で 11000 l., Aix・Dijon 等で 11HOOO l. と格差が設けられた。これに追加 gages も各種手当、例へば年 110 八回の出勤に支払われる出勤手当 *«droits de présence»* 1111. 等を含む、11五年當時中級 trésorier の年額平均 収入は四四四七 l. であった。一方、特権の第一は各種諸税の免除である。彼は軍役、直接税(タケツ税)、間接税(消費税)等を免除された外、地域的な諸税、例へば octroi 税を免除された。これらの免除中特に塩税免除 *«franc sale»* は彼の経済的負担を軽減した。

(7) 彼には(5)、(6)の如き特権の反対給付が課されていた。職務上では年間最少限三ヶ月分の時間、勤務に就く義務と毎年担当区域を巡察し下僚の職務や住民生活の実情に通じる義務。官職上で年税 *«droit annuel»* 支払いの義務。この年税はたゞ辞職後四〇日以内に保有者が死んでもその官職を後継者に世襲させ得るもので、九年毎に官職価格の六〇分の一を払う。丁度四年が年税徵集年度で、彼は官職査定価格に基づきそれ(同じ官

職)でも査定価格に格差があつたので年税もあらまわ)を払つた。例へば Dijon では査定額 11HOOO l. で年税 1100 l., Caen では査定額 11000 l. で年税 500 l. であつた。一方、彼の職責も反対給付であつたから、それを汚す犯罪は国王への忠誠に反するも見なされ官職を剥奪された。

(8) 官職序列上の順位は官僚制が小規模であつた頃 *«ほぼ大臣級»* だったと言われてゐるが、十六世紀以来中央官僚群から除外され地方に分散配置された結果、地位自体昔ほほ程でなくなつたが、地方有力者にとっての就職口とその中央進出の道になつた。著者は trésoriers を通じて上層官僚名門を形成した五一一家名との出取 bureaux 名を上げてゐる(11五~六頁)。例へば、Amiens の bureau から D'Aguesseau 家と Trudaine 家が出た如く。

四

(9) 彼の最も重要な権限は徵税権であつた。附属税を加えると国庫財源の半分以上を占めるタイユ税を例にすると次の如くである。タイユ税が不動産収入に課される地方では毎年七月 Conseil du roi が翌年度徵集タイユ税額を通知していく、各 bureau は各 election ごとに trésorier を割当し、経済状態を調査せぬ。彼は調査の後納税可能額を推定し、タイユ税の割当計畫を作成する。この例から明らかな如く要するに徵税割当が彼の権限で税金の出納は権限外であつたのだ。実際にそれを扱つたのは彼

の下僚の会計官で、それに対し彼は就任手続・仕事の指示・会計監査等の権限を保持した。

(3) 又、domaine と道路に関する諸権限がある。domaine は旧制度下独特の領地、国王直轄地・その地にある国王の所有物、例えば城館のほか建築物・その土地（河川・湖沼含む）から上の一切の権益等を総括したものと意味する。この domaine に関する彼の権限はその権益監視、その地の住民に課す諸税、例えば、cens & lods et ventes を下僚に徴集せしむる指示等である。次に道路に関する権限は地方と地方を結ぶ幹線道路・各 bureau 所在地相互や bailli 所在地相互を結ぶ国王道路・国王裁判の予審権が及ぶ地方の公道等における改修、維持、新路線の決定権と都市建築物の規制権限等である。

ところで、旧制度下では行政権と司法権が分離してこなかつたから、各行政官庁は当該行政に関する司法権を保持していた。彼は一七年の勅令による domaine と道路に関する司法権（罰金）五〇 1. がとの係争は最終審、上級は高等法院の権限）を保持していた。

H

(4) 国 1 bureau の trésorier 相互は強固な連邦感で繋がっていたが、例えば国王が特定の trésorier にある権限を収めたりかねて、その収集に特別報酬も魅力的な称即《conseiller du roi en ses Conseils d'Etats et privé》が陸くのと、彼は回

僚の激しい嫉妬を受け、そこからの対立や派閥も生じてくる。例えば四八年 Limoges の bureau では伝統的な諸権限と全体の利權を守る一派と向かいの王権に協力する裏切り派《faux-frères》とが形成された奴ぐ。一方、彼は所屬 bureau を通じて全国の回僚と精神的に連帯していた。それは对外的に共通な利權と威信が伝統的に育んだ精神で、例えば五〇年 Riom の trésorier が殺害された際全国の trésoriers が团结して犯罪者に見せしむるの刑罰を要求した如く損害や圧力に対して發揮された。

(5) bureaux と諸官庁の関係は権限が錯綜してるので複雑だつた。本書はそれにかなりスペースを割いておるが、総括の関係上紹介を intendants de justice, police et finances (又は intendants と略) との関係のみ終つた。

もし、intendants は三四四年以來 bureaux の税關の権限を侵害しこそ、四五一年とその権限の実質を奪つ一方、四五五年には、domaine と道路の裁判権剥奪を bureaux と実行した。それ故、trésoriers 脱離止の脅威に晒された bureaux は intendants に対する不満で、彼らの最高諸法院と共に intendants の廢止を強く王権に要求した。その結果、王権は四八年妥協策を立て、intendants の廢止地区と残存地区を設け、廢止地区では intendants と他の回僚 maîtres des requêtes, intendants des finances, intendants d'armée 等を置いた。彼らの intendants の諸権限を分散削弱された回僚なのと、収集・タマリ・賦稅・海關税等の権限をもぐりて各県の bureaux へ

対立した。一方残存六地区で intendants は国境地帯を理由に軍事行政にのみ専心したが、権限上重複する軍隊宿泊税をめぐり川奥地で bureaux と対立した。かくて、bureaux の懸念が生じたが、五百年にクロハルの乱が終結すると、王権は intendants の再建に着手し、bureaux のやれが現実となつた。

以上の結果、本書の結論《クロハル期の trésoriers の性格はその名称に反して金庫官ではなく行政官であつた》はクロハルの乱とも重要な関連を持つ。何故なら、本質的には行政権をめぐる王権と既存の行政官僚大系との対立であつたこの乱の序幕、所謂《高等法院のクロハル》によれば、trésoriers が高等法院官僚らと共に反王権の姿勢を積極的にとった理由が本書の結論によつて語り得るのである。

ところで、本書の如き大著は、著者の田的じすゑんじふね別に貴重な点を多々明らかにした。ひどいは諸成果を逐一検討する紙面がないので、筆者に関心の深く一例を紹介して本稿を終りたい。既に(8)で述べた如く本書は trésoriers 職が地方有力者の上層官僚への上昇の一への道となつてこだんむけ明かにしたが、この点は從来《Mousnier, R. La vénalité des offices sous Henri IV et Louis XIII. 1945. p. 519》による Normandie 地方で確認された。しかし、本書によると上層官僚名門に上昇した五家名門の由來 bureaux 名（全体で前歴一百四十九を確認し得たので、必ず全国的現象たるを証明された。更に、これらの

事実から trésoriers の上昇過程と結果の追求の不可能ではなくなつた。筆者が手元の「八世纪より高等法院官僚系譜辞典《Blue, F. L'origine des magistrats du parlement de Paris au XVIII^e siècle (1715~71). Dictionnaire généalogique 1956》」で調べたところ、五一家中一五家が「高等法院官僚の名門」と上昇してこた。例えが Amiens 市役員かの「六世回復の trésorier となり五八年パリ高等法院に進出した D'Aguesseau 家、Le Mans 市役員かの「七年 Grenoble の trésorier である五世母パリ高等法院に進出した Le Peletiers 家等は一八世纪に法服貴族中最も著名な家系に成長してこた」。

執筆者紹介

中山一義	慶應義塾大学文学部教授
陳荊和	香港中文大学高級講師
三木雄介	慶應義塾大学言語文化研究所 寄員所員
富田功	大学院博士課程終了
中井信彦	カトリック教会神学生
高橋正彦	慶應義塾大学文学部教授
太田次男	専任講師
宮崎洋	斯道文庫助教授
会田倉吉	大学院博士課程
	塾史編纂所主事